

議事日程第2号

令和元年6月4日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～6番）

出席議員（11名）

議長 山田儀雄	1番 奥村雄二	2番 安藤信治
3番 伏屋光幸	5番 高山由行	7番 安藤雅子
8番 柳生千明	9番 加藤保郎	10番 大沢まり子
11番 岡本隆子	12番 谷口鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 寺本公行
教育長 高木俊朗	総務部長 伊左次一郎
民生部長 加藤暢彦	建設部長 亀井孝年
企画調整 担当参事 長屋史明	教育参事兼 学校教育課長 山田徹
総務防災課長 須田和男	企画課長 山田敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 各務元規	亜炭鉱廃坑 対策室長 筒井幹次
税務課長 金子文仁	住民環境課長 若尾宗久
保険長寿課長 日比野伸二	福祉課長 小木曾昌文
農林課長 高木雅春	上下水道課長 鍵谷和宏
建設課長 早川均	会計管理者 可児英治
生涯学習課長 石原昭治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中村治彦	議会事務局 書記 丸山浩史
-------------	------------------

開議の宣告

議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（山田儀雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 安藤信治君、3番 伏屋光幸君の2名を指名します。

一般質問

議長（山田儀雄君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

また、御嵩町議会基本条例の規定により、町長及び答弁者は議員の質問に対して反問することが
できることを申し添えます。

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

1番での質問は初めてですし、きょうはまた傍聴の方も多くいらっしゃいますので、
とても緊張しておりますけれども、お許しをいただきましたので質問をいたします。

御嵩町の健康増進についてのお伺いをします。

5月19日にいきいき健康まつりが行われました。昨年6月の一般質問で隔年開催を毎年開
催にならないかとお尋ねをしましたが、早速ことしから毎年開催になりましたことをとてもう
れしく思っております。ありがとうございました。

さて、ことしの行政懇談会では御嵩町の国民健康保険の医療費が1人当たり45万8,856円
で、県内1位であったことが取り上げられていました。がん、生活習慣病が2大内訳となっ
ています。生活習慣病、いわゆるメタボリックシンドロームは内臓脂肪の蓄積により高血糖や高
中性脂肪、低HDLコレステロール血症などの脂質異常、高血圧、動脈硬化などの危険因子が

一個人に集積している状態を言います。たばこ、飲酒、運動不足、不規則な生活などが原因となり、糖尿病合併症や脳血管疾患、心疾患などに進みますが、自覚症状が余りないため、気づかないうちに進行していることも多くあります。対応策としては、予防や早期発見が有効と言われています。

御嵩町では特定健診の受診率は34.3%で、28年度県内順位が30位と、他市町村と比べ低くなっています。みたポンや個別電話勧奨など、行政も努力をしてみえるところですが、受診率が低い原因の一つとして、医者にかかっているから、病院で血液検査をしているからいいわという人も多くあるのではないかと思います。医師会とも連携をとり、特定健診の項目を入れた検査をしてもらい、検査結果を町へもらうという方法を協議しているとお聞きしていましたが、この方法がとれば受診率も上がるのではないかと期待しています。現在、どのように進んでいますか。

また、受診率とは逆に特定健診の結果に対する保健指導は72.6%と、県平均と比べても高い割合になっており、指導が行き届き、途中でやめてしまう人も少ないとの資料をいただいております。これは、リスクを抱えていることが発見できれば、リスク軽減への働きかけは十分にできるということではないかと思います。難しいことかもしれませんが、受診をふやすために、健診を年1回1カ所だけではなく、例えば公民館を使うなどして町内数カ所での実施はできないものでしょうか。

健康まつりでは、血管年齢、脳年齢、骨密度、肺年齢、体組織などの検査があり、順番待ちの行列ができていました。検査結果については簡単な説明がありましたが、これを運動など予防へとつなげていくことを工夫してみてもどうでしょうか。例えば、町内ではいろいろな運動や予防の取り組みをしているところがありますので、運動や活動の内容や団体を紹介する表などをつくって配るなど、予防へ向けての行動へ一歩を踏み出しやすくするなどはいかがでしょうか。

町内の健康施設については、2年前にもお尋ねをしていますが、一般筋トレに関してニーズ調査、受講したのにその後利用しなくなった方々への理由の調査をし、状況を把握するとお返事をいただいております。この調査はされましたか。どんな結果が出ていますか。

また、ダイエット、腰痛、肩凝り、膝痛などのメニューをつくり、各施設に置くことで運動への興味や継続を促し、利用者増を図れないかと提案をしましたが、その後どうなっていますか。

一般成人に対する健康増進事業が10年、20年先に向けた住民全体の介護予防の施策として非常に有効である。御嵩町民の健康づくりの情報のたまり場、さらには地域住民一人一人をつなぎ合わせる地域コミュニティの醸成の場となることを目指しますとの答弁をいただいています。

す。町民全体の健康増進を担う施設運用をしようとする、保険長寿課のみの担当では無理があるのではないのでしょうか。例えば保健センター、社会体育との協働など、課や係をまたいだ運用が必要だと考えます。町の国民健康保険データヘルス計画では、若い年代からの生活習慣指導や適正飲酒の指導、啓発の必要性をうたっていますが、一般筋トレは若い方の受講も多くあるので、これらの施設をうまく活用すれば若い世代への啓発もできるのではないのでしょうか。町民が健康で介護の要らない生活を送れるようにとの思いで建てられた町内3カ所にある施設が町民の健康増進の拠点となる施設になるように、行政が横の連携をとり、民間の力も活用しながら、より充実した運用がなされていくことを願って、1. 特定健診に関する医師との連携について、2. 特定健診の数カ所実施について、3. 健康まつりをその先へつなげることについて、4. 健康施設利用者の調査について、5. 各種メニューの制作について、6. 各課間の連携について、細かくなりますが、以上6点についてをお伺いします。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

おはようございます。

安藤議員の一般質問、健康増進についてお答えをさせていただきます。

安藤議員の質問の冒頭にもありましたように、平成29年度、御嵩町の国民健康保険の1人当たりの医療費が県内で1位になってしまうという結果になりました。そのため、広報紙などで皆様に生活習慣病の啓発をしておりますし、今年度、行政懇談会の場におきましても生活習慣病の予防、疾病に対する早期発見、早期治療の重要性を訴えるとともに、最も効果的である特定健診を初めとする健康診断の受診のお願いをしてまいりました。

特定健診は糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化の予防のためにメタボリックシンドロームに着目し、該当者や予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする人を的確に抽出することを目的として実施しております。第3期特定健康診査実施計画によりますと、受診率の目標を平成35年度で国の目標値と同じく60%と定め、平成32年度には中間目標として40%と定めているところでございます。

昨年度実施いたしました御嵩町国民健康保険医療費及び特定健診データ等分析報告書によりますと、特定保健指導を実施した人はメタボリックシンドローム判定において、未実施の方と比較して改善割合が高くなっており、特定保健指導の効果は確実にあると考えられております。一人でも多くのメタボリックシンドロームの該当者や予備群の方が特定保健指導を受けてメタボリックシンドロームを改善するために、特定健診を受診することが非常に重要であると考えております。

それでは、質問に順次お答えをさせていただきます。

まず質問の1番目、特定健診に関する医師との連携についてでございます。

御嵩町では、平成30年度より特定健康診査情報提供事業を可児医師会の協力のもと実施しております。本事業は特定健診未受診者で、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病で既に医療機関で治療の方に本人同意の上、治療の一環として実施した血液検査等の結果等のうち、特定健診の検査項目に相当する検査結果を提供していただき、それを特定健診の結果として取り扱うというものでございます。結果を提供していただくことで受診率の向上に寄与することはもちろん、治療中の方の健康状態を把握することが可能となり、医療機関と連携した重症化対策の推進及び疾病予防対策などの保健事業を実施する上での基礎資料として活用することができます。平成30年度は35件の情報提供がありました。今後も可児医師会の御協力のもと、本事業を進めていくつもりでございます。

2番目の質問、特定健診の数カ所実施についてでございます。

現在の特定健診の実施形態としまして、事前に指定された日に保健センターにて実施する集団健診を7月から10月の期間に28日間実施しております。また、町内の健康診査受託機関に各自が予約して行う個別健診も実施しています。個別健診につきましては、町内医師会の協力のもと、町内6カ所の医療機関で受診することができ、受診日を受診者の都合により決めることができるということで、より受診しやすくなっております。

3番目の質問、健康まつりをその先へつなぐことについてでございます。

今年度より医師会及び歯科医師会などの関係機関の御理解と御協力によりまして、いきいき健康まつりを毎年開催することができました。安藤議員御質問のその先につなげることにつきましては、安藤議員のおっしゃるとおり、来場された方が医師の問診や各種コーナーでの検査結果をその日だけのものとして一喜一憂して終わらせるのではなく、その後の御自身の健康増進のための取り組みにつながるものでなければならないと考えております。そうすることによりまして、健康まつりの開催意義も増すものと考えております。今年度の健康まつりにおきまして、国保連のブースや健康講演会において特定健診の勧奨を行いました。また、歯科のブースにおいて65歳以上の方に介護予防教室の御案内もさせていただいておるところでございます。今後も健康まつりを保健事業、介護予防事業の情報発信の場として活用してまいります。

質問の4番目、健康施設利用者の調査についてでございます。

ニーズ調査につきましては、来年度からのみたけ健康館の指定管理事業者の選定のための有効な資料として、一般筋トレ、高齢者筋トレ利用者の方、それから一般講習会を受講された方を対象に今年度アンケート調査を実施する予定でございます。アンケート結果を来年度からの指定管理者事業へ反映させてまいりたいと思っております。

質問の5番目、各種メニュー作成についてでございます。

目的別の簡単なメニュー作成につきましては、他市町村などの資料を参考にしながら現在作成中であります。個人でもそのメニューを見ることで、楽しみながら、目標を持ちながらトレーニングできるようなものをつくります。健康施設については、より多くの方に利用してもらえるように、空いた時間にふらっと来て自分自身でトレーニングをしていけるような自由度の高い、そういった施設を目指していきたいと考えますので、安藤議員も御協力をお願いいたします。

6番目の質問、各課間の連携についてでございます。

現在、筋力トレーニング事業を行っているみたけ健康館、伏見にここ館のスポーツ施設、それから防災コミュニティセンターが地域コミュニティの醸成の場を目指して、少しでも利用していただけるように、人をふやしていくために、町ホームページに各施設の利用日の案内を掲載させていただいております。筋トレ事業につきましては保険長寿課が行っておりますが、現状としては高齢者の介護予防事業としての高齢者筋トレがメインとなっております、将来の介護予防に向けての一般筋トレを今以上に充実させていくというところまでは至っておりません。現在でも保健センターにおいて、昨年度、運動教室の一環として筋トレ講習会を実施いたしました。住民の健康づくりとしての教室の紹介や継続利用の推進を行っているところでございます。今後このような連携をさらに広げていくように福祉課のみならず、生涯学習課とも協議を進めてまいります。また、指定管理者でもあるみたけスポーツ文化倶楽部とも施設の有効利用について協議をしてみたいと思っております。人生100年時代と言われる中で、御嵩町の住民が少しでも健康で長寿を全うできるように、保健事業及び介護予防事業のさらなる充実に努めてまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

御答弁ありがとうございました。

医師との連携について、特定健康診査情報提供事業を平成30年度より実施で、35件の情報提供があったとのお答えですが、対象者はもっと多くあると考えていますが、どこの病院がやっているのか。医師にはどのように申し出ればよいのか。医師からの検査結果の提供は、その病院にかかっている、特定健診を受けていない人全てを対象としているのか。また、この制度の周知はどのようにしているか。今後、この対象者をふやしていかれますか。以上について

お尋ねします。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは、安藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

特定健診の情報提供のことの御質問でございました。まず、流れの説明をさせていただきたいと思います。

保険長寿課のほうで特定健診のデータ管理システムというのがございます。それから、国保連のほうに健康情報データシステムというのがございまして、それによりまして対象者を抽出するという作業が一番最初でございます。こちらにつきましては、当然ながら特定健診の未受診者であって、なおかつ医療機関でそういった検査を行っていらっしゃる方というのが対象になりますので、そういった方で該当者を拾うという作業が一番最初でございます。

その抽出した方について、関係書類というのを送らせていただきます。その関係書類というのが情報提供に同意をいただくということ、それからその書類に本人同意の署名をしていただくという書類、それから言い忘れておりますけれども、こういう趣旨でやっておりますよというような内容の説明もさせていただいてというのを送らせていただきます。それが送られた被保険者の方は、その内容に同意していただいた方については、同意書に同意をいただいた後にその書類を持って医療機関に行ってください、お医者さんにその書類を渡すと。それを受け取ったお医者さんのほうは、特定健診の不足項目というのがありますので、その項目の検査をやっていただくということになります。その項目をやったことによって、特定健診の項目全てやり終えた状態で、その情報を国保連のほうを通じて出すということになります。その情報が御嵩町のほうにも来ますし、それによって特定健診の受診率もその分を足していくと、そういった流れになっております。

これの情報提供の仕方でございますけれども、こちらについて広く町民の方にお知らせするというものではなくて、先ほど申しましたように、該当者の方に直接郵便で文書をお送りしているということですから、このことが該当者の方にお知らせするということが、町民の方にお知らせしているということによってやっておりますのでよろしくお願いをいたします。

答弁は以上でございます。よろしくお願いいたします。

[7番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

御答弁ありがとうございます。

医師との連携はどんどん進めていただけることと期待し、またこの制度を利用して受診される方の数がふえていくことを期待します。

健康増進施設の利用日というのは、町のホームページから見ることはできるんですけども、私も検索を試みましたが、その情報のページまではとてもたどり着きにくかったです。もっと簡単に検索できるようにホームページの工夫というのをぜひお願いいたします。

また、各課間の連携については、いろいろ探りながら工夫をしてみるところだと思いますが、町民全体の健康増進を考えたとき、保健センターのかかわりというのはとても重要になってきます。国保のデータヘルス計画を見ても、これからは保健事業がメインになってくると思います。そうすると、ここにも保健師が必要となると考えています。保健センターは子供から大人まで町民の健康についてを扱っていますが、保健師たちは現在の仕事で手いっぱい、新しい事業に取り組みにくくなっているようにも見受けます。先日、職員募集で保健師も2名募集になっていましたけれども、保健師の数をもっとふやし、その専門知識を生かして御嵩町民の健康増進事業がより進むことを望んで、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

これで、安藤雅子さんの一般質問を終わります。

続きまして、11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

今回、私は御嵩町に生息・生育する野生生物の保護、特に希少野生生物の保護について4点質問をいたします。

御嵩町の環境施策を振り返ってみますと、本町では平成9年に産業廃棄物処理施設の建設の是非を問う全国初の住民投票を実施したことをきっかけとして、町民の環境保全への意識が高まり、平成14年4月1日に環境の憲法となる環境基本条例が制定されました。その中に町の責務として、野生生物の種の保存や生物の多様性の確保を掲げ、各種の取り組みを展開してきました。その取り組みの成果の一つとして、県内でもいち早く御嵩町版レッドデータブック、これは植物、魚類、貝類編ですけれども、これが発刊されました。その後、さらなる調査により改訂され、御嵩町版レッドデータブック2007、これは鳥類、鳥とチョウチョウと植物、魚類、貝類が発刊されました。発刊に当たって前柳川町長は、人間と自然がどうやって折り合いをつけていけるか真摯に考え行動していくこと、ここに記録された植物や動物たちが10年後、100年後に生き長らえることができるのか。今を生きる私たちの行動にかかっていると書いても過言ではないと述べています。その後、レッドデータブックはさらに充実され、2013年に

3次改訂版が発刊されています。その発刊に当たって渡邊町長は、自然環境保全における配慮のための基礎資料として、また保全活動のための資料として各行政機関はもとより、事業者や町民の皆様に広く活用され、保全への理解と取り組みが進められることを期待していますと述べられています。これが2013年のレッドデータブックですけれども、私は環境基本条例、希少野生生物保護条例、御嵩町レッドデータブックは町内外に誇れる財産だと思っています。こういったものにこれまで携わってこられた多くの関係者の皆様の御努力に改めて深く敬意を表します。

さて、前置きが長くなりましたが、レッドデータブックにはこんな熱い思いが込められています。少し前になりますが、ヒクイナという希少種の鳥を守ることができたお話を紹介したいと思います。

ヒクイナは環境省の準絶滅危惧、岐阜県では絶滅危惧2類に指定されている鳥です。絶滅危惧2類というのは、生育・生息数がかなり少なく、また生育・生息環境もかなり限られた種で、絶滅危惧1類ほどではないが、将来絶滅が危惧される種とされています。ヒクイナは繁殖のため、中国大陸などから飛来する夏鳥で、低山の河川などの水辺や湿地に生息します。このヒクイナが可児川の川岸で営巣していることが調査の結果わかっておりますけれども、みたけ幼稚園の近くや伏見地区での可児川のしゅんせつ工事では早い段階からアドバイザーに調査依頼があったそうです。工事の開始を少しずらすことや、作業道の場所を少し変えるなどのアドバイザーの意見を取り入れ、工事に配慮していただいたおかげでヒクイナを守ることができたというのを聞いております。こういった行為の積み重ねこそ、絶滅が危惧される野生生物が50年後、100年後に生き長らえることにつながるものであると思いますし、まさに今を生きる私たちの行動にかかっているのだと思います。

可児川の工事は県が発注するものではありませんが、御嵩町希少野生生物保護条例の第6条、国・県への要請というところでは、町長は希少野生生物保護または町指定希少野生生物保護区域の保全のために必要があると認めるときは、国・県その他の関係機関の長に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとすると書かれていますが、それに従ってしっかり行動して下さったことだと思っています。

そこで1つ目の質問ですが、町の公共工事はもちろんのこと、国や県の公共工事でも事前の調査を要請していくべきであると考えますが、どのような形、手法で情報連携を図っていきますか。同様に希少野生生物保護監視員との協調はどの時点で行っていくのでしょうか。また、環境モデル都市推進室と関係課との連携は欠かせないものであると思いますが、希少野生生物を保護していくためにはどのように連携をしておられるのでしょうか。

最後の質問に入ります。レッドデータブックの更新についてお伺いをいたします。

5月15日の中日新聞可茂版では、「可茂の自然、未来に引き継ぐ」というタイトルで美濃加茂市と加茂郡7町が3年かけて地域の野生動植物の調査を行い、それをまとめた「守りたい加茂の豊かな自然」を発刊したという記事が掲載をされていました。可茂地区版レッドリストとして絶滅のおそれのある貴重な動植物229種も選定したとありました。このレッドデータブックの作成には多くの人の協力と、何年もかけての地道な調査が必要であり、関係者の熱意がうかがわれます。県内でもいち早くレッドデータブックの作成に取り組み、さすが御嵩町と言われた我が町ですが、近隣の自治体でもこういった動きがあり、その地に生息する野生生物を守っていこうという機運はますます高まっているのだと思っております。

レッドデータブックはつくって終わりではなく、5年に1度くらいの割合で、この5年に1度というのは当時つくっている人たちの間で5年に1度ぐらいは改訂していかないかんねという話が出たそうなんですけれども、5年に1度くらいの割合で新しいものの追加など改訂を加えていく必要があります。また、そのことは御嵩町版レッドデータブックの意義の中でも、本町においても今後生息・生育状況や生育環境の変化などにより、新しい知見、情報を踏まえ、追加または改訂されていくべきものであると記述されています。立派な冊子をつくらなくても、改訂されるものだけをつけ加える形でもよいと思いますが、改訂には調査等時間がかかります。今後改訂についてはどのようにお考えでしょうか。

以上4点について質問をします。よろしく願いいたします。

議長（山田儀雄君）

建設部長 亀井孝年君。

建設部長（亀井孝年君）

おはようございます。

それでは、岡本議員の質問に答弁させていただきます。

私への質問は、町の環境施策を問うと題され、最初の2項目でございます。

質問の1つ目、町の公共工事はもちろんのこと、国や県の公共工事においても事前の調査を要請していくべきかと考えますが、どのような形、手法で情報連携を図っていきますかについてでございます。

初めに、建設部長として国・岐阜県の環境に配慮した公共事業について少し調べさせていただきましたので、説明をさせていただいた後、建設部における環境配慮について報告させていただきます。

初めに、国、国土交通省の対応です。環境に配慮した事業計画実施として、計画策定プロセスにおける環境の内在化を上げています。これは公共事業の計画策定プロセスにおける構想段階の計画づくりに当たって、住民参画の促進や技術、専門的な検討との有機的な連携のもと、

環境面を含むさまざまな観点から総合的な評価、判断を実施することで、豊かな環境の保全、形成と地域のよりよい暮らしづくりに向けた取り組みを行うということでございます。また、ダム整備に当たっての環境配慮として、ダム事業の実施に当たっては事前の環境調査を実施し、ダム事業が環境に及ぼす影響について検討し、適切な環境保全措置を講ずるということになっております。

次に、岐阜県の対応でございます。岐阜県では生物多様性ぎふ戦略に基づき、公共事業における生物多様性配慮ガイドラインを作成しています。県が発注する工事において生物の生息に適した環境を守る工法の選定や施工方法に配慮することで、率先して生物の多様性の配慮に取り組み、清流の国ぎふづくりを推進しますとなっております。生物の生息・生育空間の確保の項目では、所定の生物がもともと生活している場所では、その生物がその場所に順応し、また繁殖を繰り返している場所で、森林、里地、農地、河川など異なる空間があり、中には原始的な自然や希少な生物特有の自然環境も存在しています。しかし、工事が行われると本来の生息環境から全く別の環境に変化し、生物の絶滅などといった問題につながるおそれもあります。このようなことから事業地の候補選定や適正な配置、最小限の土地改変等に配慮し、生物の生息・生育空間を確保しますとなっております。

次に、町、建設部の対応でございます。御嵩町では議員おっしゃるとおり、御嵩町環境基本条例に基づき、環境の保全と創造、先人たちより受け継いだ恵み豊かな環境を現在と将来の町民が保護できるよう、人間のみならず、多様な動植物がともに生きるための最適な環境水準の向上を図れるよう配慮するために、御嵩町公共事業における環境配慮指針が定められており、これに基づき河川改修事業、土地改良事業や林道改修事業の折には環境モデル都市推進室に生物環境アドバイザーの助言、提言を要請し、その意見をもとに環境に配慮した工事手法を検討しています。

このように公共事業においては、それぞれ環境に配慮すべき方針が定められております。

どのような形、手法で情報連携を図っていきますかにつきましては、質問の3つ目とかぶりますが、環境モデル都市推進室との連携は欠かせません。建設部におきましては、国土交通省、多治見砂防国道事務所、新丸山ダム工事事務所、丸山ダム管理所との事業連絡調整会議、可茂土木事務所、可茂農林事務所との行政懇談会などの会議の事務局を担当しています。また、建設課においては可茂土木事務所から御嵩町内で実施する工事の落札結果一覧表、内容といたしましては、工事名、施工場所、主な路線、河川名、入札日、落札価格、予定価格、業者名などが記載されたものがファクスで送られてきます。アンテナを高くいたしまして、施工場所が河川や山林などの場合には工事図面を取り寄せ、環境モデル都市推進室に情報提供を行っていただきます。

2つ目の希少野生生物保護監視員との協調はどの時点で行っていきますかについて回答させていただきます。

希少野生生物保護監視員から環境モデル都市推進室に届いた情報は、建設部建設課や農林課に連絡があります。情報が届きましたら、速やかに国や県の関係機関に連絡し、対応させていただきます。公共事業に携わる者として御嵩町環境基本条例の前文にございますように、良好な環境の保全と快適な環境の創造に取り組むことにより、安心して暮らせる町を目指してまいります。

以上で私からの答弁を終わります。

議長（山田儀雄君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

引き続き、岡本議員の御質問に御答弁させていただきます。

御質問は町の環境施策を問うと題され、私へは2項目の御質問でございます。

御質問の1点目、環境モデル都市推進室と関係課との連携は欠かせないものですが、希少野生生物保護のためにどのような連携をしていますかにつきましては、御嵩町環境基本条例及び御嵩町希少野生生物保護条例を所管する室として慎重に職務を進めているところにあわせ、この御嵩町環境基本条例は平成14年、御嵩町希少野生生物保護条例は平成18年に制定された条例ですので、当然どの部署でも絶えず意識し、知識を習得しつつ、職務を遂行しています。さらに平成25年度より環境モデル都市となっておりますので、御嵩町職員は希少野生生物の保護の観点のみならず、気象変動などの影響も考慮し、ますます意識のレベルを上げ、町民、事業者等々からの情報にも注視しながら、関係部署との連絡、調整に努めているところですが、希少種の情報の扱いには人為的に拡散した場合のリスクを考慮しなければなりません。このため、今後は担当である環境モデル都市推進室においては、希少種の情報を保有しつつも他課とは共有せず、建設部などの事業課からの迅速な事業報告により、直ちに希少種の存在を確認した上でその対応の協議、あるいは指示を出してまいります。

また、町から委嘱しております希少野生生物保護監視員や生物環境アドバイザーの皆さんへは、行政への報告義務をこれまで以上に課すと同時に、環境モデル都市推進室においても限定的に副室長のみが詳細を管理し、この情報に対する守秘義務を負うなど、希少種保護のためにさらに厳しい管理と適切な連携のあり方の水準を高めてまいります。

御質問の2点目、レッドデータブックの改訂についてはどのように考えていますかにつきましては、改訂に適切な時期や手法、必要性について慎重に思案をしているところであります。岡本議員から御紹介のありました美濃加茂市と加茂郡、いわゆる加茂地区の8市町村は、合併

はしないが定住自立圏としてさまざまな取り組みを進めておられます。その中の一つとして、有識者団体である美濃加茂自然史研究会が編集委員会の立ち上げから調査、編集までを運営し、4年の歳月により発刊されたものが加茂地区レッドリスト、「守りたい加茂の豊かな自然」であります。この冊子は行政ではなく、地域の有志の方々が主体となって進められたこと、さらに多くの方々が調査に加わったこと、これにより発刊に至った経緯やその内容はすばらしいものと受けとめております。

一方、本町のレッドデータブックにおいては6年前とはいえ、その内容と比較しても遜色ないものと受けとめています。また、本町の現状といたしましては、大きな開発事業なども行われていない中、希少種の生態系に影響を与えているとすれば、昨今の異常気象、あるいは外来種の増殖などによるものを心配しております。したがって、今後は希少野生生物保護監視員や生物環境アドバイザーの皆さんとの協議に十分な時間をとり、改訂の必要性と時期を慎重に判断してまいりたいと考えております。

最後に、このような調査結果を冊子にまとめ、多くの方々の目に触れるということは、その評価もいただくこととなります。できればを見た後に発刊の経緯を無視した御意見をいただくこともあり得ます。岡本議員におかれましては、この点についても後々まで強く御認識をいただきますようお願いいたします。

以上で岡本議員への御答弁とさせていただきます。

〔11 番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

御答弁ありがとうございました。

何点か再質問をさせていただきます。

まず、建設部の部長のほうですけれども、岐阜県の対応としても県が発注する工事については率先して生物保護に配慮し、清流の国ぎふづくりに取り組んでいくという姿勢であるということで、私も可茂土木事務所に行きまして確認をしましたところ、県の工事であっても御嵩町からそういう要請等あれば、必ずそれに向けて、それについて取り組むということをおっしゃって見えますので、やっぱり県の発注工事であるとはいえ、それを保護できるのか、配慮できるのかは御嵩町の姿勢いかににかかわっているというふうに思います。

それで今回私が質問したのは、今、可児川のしゅんせつ工事が行われているわけですが、ここでの工事から今回の質問に至ったわけですけれども、総務部長も言われていますけれども、やっぱり絶えず御嵩町は環境の町であり、絶えず環境に配慮し、意識をして、職員全体がそう

いう意識でもって職務を遂行していくというような、両方とも御答弁だと思うんですけども、ただ担当がかわったり、そういうことによって気の緩みといいますか、そういうことが起こってくるのではないかなというふうにちょっと感じました。

そこで質問なんですけれども、部長はそういうふうにおっしゃっていますが、部全体としてそういう意識を常に持ち続けて、例えば可茂土木事務所からの工事というのはファクスで入札結果が一覧表で来るといふとなると、本当に耳をダンゴ、目をしっかり見開いて見ていかないと、河川工事とか山林の工事というのは見過ごしてしまいがちであるということにもなると思うんですが、その辺の部長としての、部下といいますか、部全体のそういった意識の、いつもそういうことを研ぎ澄ましていくということについての、何か部長としてこういうことを心がけていくということがあれば、それを亀井部長、それから伊左次部長のほうから御答弁をしていただきたいと思います。

それで河川の工事については、これまでは伏見であっても顔戸のあたりであっても、特に伏見の辺は事業者と、それから県と、そしてアドバイザーが現場に一緒に行って、その場でどういうふうに工事をするか、どこを配慮するかということをお話合ったということをお話合ったことと、これをずっとやってきているわけなんです。やってきているわけなんです、今回そういったことがちょっと配慮がなかったということなんです、そういったことも常にそういった意識であれば、今までやってきたことですからできるはずだったと思うんですが、それが今回なかったということからやっぱり気の緩みといいますか、そこをちょっと私としては指摘させていただいて、それに対して今後どういうふうにそこを意識啓発していかれるのかということをお願いいたします。御答弁をお願いします。

それから、レッドデータブックについては慎重に協議していくということなんです、レッドデータブックはつくって終わりではなくて、何回も言いましたけれども、改訂をしていくことに意義がある。それで、この2013年のレッドデータブックを見ますと、例えば鳥類などは今回は調査をしないで、2007年の中から抜粋して、そのまま掲載したとあるんですね。2007年のレッドデータブックというのは2003年のときに調査をしたので、十六、七年たっているということから考えますと、早急に改訂をしていかなければいけないと思います。

それで、ここの改訂委員の方、ここにかかわってこられているメンバーを見ますと、確かに亡くなって見える方もあるし、やめられた方もありますけれども、まだまだお元気で専門知識を有していられる方もたくさんいらっしゃると思うので、今これをやらないと、先延ばしにすると永久にできなくなるんじゃないかという危機感を私は持っておりますので、関係者の方々と協議をした中でぜひ進めていきたいと思っておりますけれども、例えば関係者との協議、それから有識者、専門家に一度意見を聞いてみるなど、そういったことも必要ではないかと思うん

ですが、その辺の御見解を教えてください。ということで、2点お願いをいたします。

議長（山田儀雄君）

建設部長 亀井孝年君。

建設部長（亀井孝年君）

それでは、岡本議員の再質問にお答えさせていただきます。

今後におきまして心がけておくとか、今後どういうふうにこれがしっかりシステム化されていくかということの御質問かと思えます。岡本議員の御質問の後、ちょうど私たちが可茂土木事務所と行政懇談会というのがありまして、その中に町の要望箇所をいろいろ書いた要望書をお渡しするというございますが、その中の河川工事の項目におきまして、河川については希少野生生物が存在する場合があります。こういう場合については配慮をお願いしたいというような文言を加えるように、今調整をさせていただいております。こういう公式の文書のほかに、あと事務の担当者においてそれぞれの土木事務所、農林事務所、あと国のいろんな関係において職員が御嵩町においてはこういうことをしっかり気をつけてやっている町なので、早目の情報提供をぜひお願いするというような形で情報連携に努めていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

議長（山田儀雄君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

では、岡本議員の再質問に2点お答えさせていただきます。

今、建設部長が述べられたとおりのところも当然でございます。部長としての心構えということでございますので、環境モデル都市推進室を所管する部長として、私自身も知識が低いといえれば低いかもしれませんが、習得しつつ注意をしていきたいと思えます。ですが、とにかく情報ということに関しましては希少種を広く情報拡散していくということは、やはり前沢湿地なども見てまいりますと非常にどうかなというような状況も発生している中で、その辺はよく気をつけるようにしていきたいと思えます。

それから、レッドデータブックにつきましては2007年の情報を転記した部分があることは十分承知をしております。それにつきましては、有識者等の存在の問題があったのかなというふうには私自身は受けとめております。それと、こういう例えば鳥類がここで観察ができた。数年後には観察ができなかったということで、いなくなったというふうに言えるかどうか。こういうことは気をつけないと、移動する動物、鳥類は気をつけなければならない。植物であっても、この場所にあったけれども次に行ったときはなかった。すぐ絶滅というわけにもまありません。そういうところも生物環境アドバイザーさんたちと十分協議しながらという意味

で、先ほども十分な協議の時間を設けたいというふうに思っております。こういう 2007 年の転記部分があるということからすれば、かなり年数がたっているよということでございますけれども、こういうところは慎重に進めていきたいと思っておりますので御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

[11 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

伊左次部長にもう一点お聞きしますけれども、先ほど再質問の中で、例えば今の段階で有識者に一度御意見を聞こうかという、そのところはいかがでしょうか。

議長（山田儀雄君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

再度岡本議員の質問にお答えします。

環境モデル都市推進室の担当者のほうといろいろ話をさせていただいております。現実、生物環境アドバイザーさんのほうからも、ちょっと調査が必要かもしれないねというようなものもあるようでございます。こういうものについても、やはりある程度その状況を観測していくということがあります。有識者といいますと、もっと大学の先生とかそういうことも想像するわけですが、まずは御嵩町の中の希少な動植物を御存じの方、生物環境アドバイザーさんたちと協議をする中で、その先にもっと有識者が必要であるということになればそれも検討してまいりますけれども、現状は今の御回答させていただいたような状況でございます。

[11 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

最後にですが、質問ではありませんけれども、私もこれ久しぶりに目を通してみましたんですが、御嵩町公共事業における環境配慮指針というものですけれども、これは平成 15 年 3 月 28 日に施行されています。その中で、この配慮指針をつくるに当たって大変すばらしいなと思ったんですが、これをつくろうということで、これからの公共事業はどうあるべきか、公共事業に携わる職員みずからが問題を提起し、先進地を視察し、成功した事例を参考にしながら、プロジェクトでこの指針を策定しましたというふうには書いてあります。そして、一つ住

民の理解とか担当者の意識とかというふうにあるわけですが、あと地元の協力ですね。その担当者の意識というところで、赤線を何回も引いたんですけれども、環境に配慮した公共事業が実現した例では必ず担当者の熱い思いが地元を動かしたように感じました。これからは職員が率先して町内の自然、歴史、文化などに識見のある方との交流を深め、知識の吸収に努めるとともに、意識の中でいつも環境について考えるゆとりを持つことが重要ですよというふうに書いてあります。御嵩町の公共事業における環境配慮指針にこう書いてあるんですね。御嵩町はいよいよ新庁舎のほうに進んでいくと思うんですけれども、そういったときの工事がこれから始まるわけですが、こういった意識をぜひしっかり持っていただいて取り組んでいていただきたいと思います。御嵩町は本当にこんなすばらしい環境配慮指針があるということを改めて認識をした次第です。どうか御配慮をよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

9番 加藤保郎君。

9番（加藤保郎君）

議長のお許しを得ましたので、かねて通告しておきました質問をさせていただきますのでよろしく願います。

私は地域福祉活動に対する町の施策等につきましては、住民の要望等を十分な検討を行ってできることから実施に取り組み、制度として定着していることに対しては、十分な理解をして感謝をしておるところであります。

今回行います一般質問は、障害のある方で、現在では一般の企業や授産施設等での就労をされている方々が通勤についてはそれぞれの保護者の方が自助努力として送迎を行っている現状がある中で、問題点として1つ、それぞれの保護者の方々がだんだんと高齢になり、いつまで送迎ができるか心配だと。2つ目として、最近は高齢者による交通事故の報道が盛んになされる中で、自動車の運転等にも不安感が募っているというような問題点のある中、このような不安感があり問題点が存在する状況の中で、障害のある方の今後の就労について心配の声が上がり始めております。

現状では地域の方で簡単な送迎等については、ボランティアとして率先して実行している方も見えます。しかし、しっかりとした制度としての対応ではありません。そのために交通事故による賠償問題等の心配は当然であり、不安感は募るばかりであります。また、一部の企業や施設では自社による送迎を実施し、障害のある方の積極的な就労支援の対応をされている事業者もあるようには聞いていますが、御嵩町内にはないように思えてなりません。

そこで、昨年度末に策定されました第3次御嵩町地域福祉計画で示された重点施策、4番目の生活を守る移動の仕組みづくりという項目があるわけですが、そこでは地域の課題について最も高かったのは、移動、交通の利便性が低いとあります。制度の狭間で移動に困難を感じている人のニーズの把握に努め、中略ですが、さまざまな視点で効果的、かつ効率的な方法を検討していく必要があるというふうに記載があります。

また、計画書 59 ページでは、企業などの社会参加に関する理解の促進の項目の中で、障害のある人の就労支援や社会的配慮、中略ですが、社会参加についての理解の促進を図ると。同じく 63 ページでは、障害のある人の活動に対する支援の充実の項目の中で、障害への理解を促し、関係機関と連携のもと、雇用促進に努めますと。さらに 72 ページでは、誰もが利用しやすい移動手段の検討という項目の中で、車による移動ができない人や移動に困難を感じている人の把握に努め、誰もが利用しやすい移動手段を検討しますという、基本計画の中に項目ごとにそれぞれの行政の取り組みとして記載がなされています。今後5年間の地域福祉の行政指標としての計画書の実効性を持たせる方法として記載されていると私は思っております。

そこで、今回の一般質問をさせていただきます。

1つ目として、この計画書をつくるに当たって障害のある方を抱える団体の就労対策、送迎等の自助努力部分等ですね、現状をアンケートで把握されたと思いますが、その把握の状況、数値等と制度創設に向けた検討についてはどうでしょうか。

2つ目として、行政として制度創設とともに事業者等に協力を求める方策として、障害のある方の就労先に対する送迎状況の把握と、送迎の支援についての要請活動を今後行政として実施する考えはあるかないか。

3つ目として、今後の施策としての提案であります。行政として送迎用自動車を購入し、行政として運行する方法、次には行政として送迎用自動車を購入しますが、運行を民間に委託する方法、さらに3つ目ですが、全て民間に委託する方法。ここで言う民間との考えは御嵩町にありますシルバー人材センターや社会福祉協議会、また御嵩町にはありませんが、旅客運送事業者等があると思います。ここら辺へ委託する考えとしてはどうかということで、以上3点の方法が考えられますが、いかに考えてみえますか。

以上、3つの内容につきましての答弁は簡潔明瞭にお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは、加藤議員の一般質問、移動や交通の制度の検討についてお答えをさせていただきます。

ます。

まず、地域福祉とは地域において誰もが安心して暮らせるよう地域住民や町行政、福祉サービスを提供する事業者などの社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会における福祉課題の解決に取り組むこととございます。社会福祉法では、福祉サービスを必要とする人が日常生活を営み、社会、経済、文化などあらゆる文化の活動に参加する機会を得ることができるように地域住民、社会福祉関係者などが相互に協力して地域福祉の推進に努めることとしております。そして、この地域福祉を具体的に推進する指針として御嵩町地域福祉計画を定め、この4月から第3次御嵩町地域福祉計画として実施しておるところでございます。まさしく支え合いのもと、住民の方を初め行政、福祉事業者、団体、商店、企業などが我が事として地域の課題を捉え、それぞれの持てる力を最大限に発揮していただき、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。

この第3次御嵩町地域福祉計画の推進について、特に少子・高齢社会が進展する中で、障害のある方々の就労に係る移動手段についての御質問を3ついただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず最初の御質問、障害のある方を抱える団体の就労対策、送迎等の自助努力部分等、現状をアンケートで把握されたと思いますが、その把握状況と制度創設に向けた検討についてであります。

第3次御嵩町地域福祉計画の策定に当たり、多様な考え方、ニーズや地域課題の把握のため、町民アンケート調査、キーパーソンとなる機関や団体へのヒアリング、ワークショップ形式での住民懇談会などを実施しました。その中で移動、交通手段の利便性が低いという課題が最も多く聞かれ、今後の大きな課題になるという認識を持っております。御質問の障害のある方を抱える団体の就労対策、送迎等の自助努力部分については、アンケート調査は実施しておりませんので、数値等の把握はしておりません。ただし、団体の方から現在は保護者の方が就労施設へ送迎しているが、今後年を重ねて自家用車の運転ができなくなった場合の送迎について、個別に当方や社会福祉協議会などにも御相談をされておられ、大きな課題であるという認識のもと、協議の場は今後も持っていく考えでございます。

次に2番目の質問、行政として制度創設とともに事業者等に協力を求める方策として、障害のある方の就労先に対する送迎状況の把握と送迎の支援についての要請活動を行政として実施する考えはあるのかであります。

町内や近隣の障害者の就労施設の状況は、町内のあゆみ館を初め3施設では事業所が自宅、または自宅に近い拠点から就労施設まで、その距離に制限はありますが、要望により送迎を行っている状況でございます。一方、近隣の一施設では事業所による送迎は行っておらず、保

護者の方が行っている状況でございました。ただ、送迎の要望はありまして、その点について課題の認識は持っていらっしゃるということでございます。

事業所としては事業の規模、それからその運営、車両、それから人手の手配など、簡単に組み合わせることがなかなか難しいのかなということも思いますが、行政としても継続してこれは協議してまいりたいと思っております。

3番目の質問です。施策の提案といたしまして、1番目、行政が送迎自動車を購入して行政として運行する方法、2番目、行政が送迎自動車を購入して運行を民間に委託する方法、3番目、全て民間に委託する方法の3つの案をいただきました。

まず、現状の輸送、それから福祉サービスの状況を報告させていただきたいと思えます。公共交通といたしまして、名鉄、それからふれあいバス、ふれあい予約バスにおいて障害者への運賃割引を行っております。例えば名鉄ですと乗車券5割負担、それからふれあい予約バスについては200円のところを100円、それからタクシー運賃につきましても10%の割引制度というのが行われております。また、御嵩町重度心身障害者社会参加助成制度というものがございまして、こちらについては公共交通やタクシーの運賃助成ということで、月1,000円でございますが助成をさせていただいておるところでございます。また、御嵩町高齢者等リフトつき福祉車両運行料金助成でございますけど、こちらについても月1回につき上限2分の1、あるいは1万円までのものを月2回までということで助成をさせていただいておるといふ制度もございまして。

また、現行の制度上、可能な運送サービスとしては有償福祉運送というものがございまして、こちらについてはNPOであったり社会福祉法人、それからシルバー人材センターなんかもそうなんですけれども、こういったところが高齢者や障害者などの公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象に、通院であったり、買い物であったり、通所などを目的とした有償で行う移送サービスというものがございまして。

それから、支え合い、地域福祉ですね。これによるものとしての現状でございますが、社会福祉協議会での移送ボランティア制度。これは社協所有の車3台を使いまして、登録ボランティアの運転手さんが要望により運送するというものでございます。こちらについてはガソリン代程度をいただいておりますというところでございます。それから、自治会等が地域コミュニティなど限られた方に対して自家用車でガソリン代等実費、100円程度でございますけど、ボランティア移送をしておるといふこともやっておるといふことでございます。

御提案いただきました3つの案につきましては、現時点ではいずれも町として実施する考えはございませんが、地域福祉計画にて進めます支え合いのもと住民の方を初め行政、それから福祉事業者、団体、事業所などがいかに我が事として地域の課題を捉え、それぞれの持てる力

を最大限に発揮して誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。その上で障害者の方々の就労支援も送迎されている方の保護者の方、それから団体の方などが何ができて何の支援が必要かをまず整理していただいて、その上で役場であったり事業所、社会福祉協議会などと課題解決に向けて協議を進めていきたいというふうに考えております。

障害のある方であったり、あるいは高齢者の方の移動については、行政の永遠のテーマであると考えております。少しでも解決ができますように今後試行錯誤しながら、できることをやっていきたいと思っておりますので、加藤議員も今後御提言がございましたらよろしく願いしたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

[9 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

9 番 加藤保郎君。

9 番（加藤保郎君）

いろいろな制度の答弁をいただきました。ありがとうございました。

ただ、言えることは月 1 回の通院とか週 1 の買い物とかいう関係については、現在行っております社会福祉協議会のボランティア制度での送迎、ボランティアとかいろいろあるわけですが、そこら辺を利用しても可能だとは思いますが、

ただ、きょう提案とかお願いしたのは就労関係ですので、就労といえば基本は毎日なんです。そこを何とかクリアできるような方策を今後考えていただけないかという点、1 点だけ再度質問をさせていただきます。くどいようですが、その関係についてお願いします。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

就労支援ということで、まさに毎日の運行が必要ということでございます。こちらについては先ほど最後のところで述べさせていただいたように、行政の永遠のテーマということかなというふうに思っております。こちらについて、特に具体的なものはございませんけれども、今後協議しながら進めてまいりたいというふうに思っておりますのでよろしく願いしたいと思います。

町がまずは主体となってやるという考えは今現在はないわけでございますけれども、目指すところが、今、稲荷台自治会がやっておるようなところについては目指していきたいというふうに思っております。地域で話をしてもらって、地域の方が地元の高齢者の方や障害者の方

をボランティアで移送すると、こういったような機運が高まったりとか、そういったお話があれば町としても最大限の協力をさせていただくつもりでございますので、その辺も含めてよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

[9 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

9 番 加藤保郎君。

9 番（加藤保郎君）

地域での盛り上がりを大切にしたいという答弁であります。現在は障害のある方を抱える保護者の方々も、先ほどから言っております自助努力して一生懸命頑張ってみえますが、大変な不安を抱えてみえます。さらに将来的には御家族の方がもっと困られると思っております。今から制度の検討等を十分行っていただいて、「ともに生き、ともにつくる 安心とふれあいのあるまち みたけ」の計画が記載の内容どおり実施されることを望むわけですし、これをつくられるに当たってワークショップやモニター会議等一生懸命やってみえます。その中での課題等をこうやってまとめて文言にされての計画であると私は思っておりますので、これの実現に向けて一生懸命行政として頑張ってもらえることをお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

これで、加藤保郎君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は 10 時 35 分といたします。

午前 10 時 18 分 休憩

午前 10 時 35 分 再開

議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

議長にお許しをいただきましたので、私は高齢者ボランティアポイント制度事業、いわゆるげんきボランティア 65、この事業についてお伺いいたします。5 点にわたりお伺いいたしますのでよろしくお願ひいたします。

この事業は高齢者の皆さんがボランティア活動を通じ地域貢献や社会参加を行うことで、生き生きと元気で、活力ある地域社会をつくることを目指しています。この事業は平成 29 年度

より実施をしていただき、3年目に入りました。この2年間の成果、問題点、今後の進め方についてお伺いをいたします。

1つ目の質問ですが、1年目、2年目、それぞれの登録団体数、登録者数、個人登録者数、活動交付金の申請者数、活動交付金の総額をお示してください。目標数値に対する達成度はいかがでしょうか。

この事業の目的は、ボランティア活動を通じて御自身の健康増進と介護予防を図り、生き生きと暮らすことのできる安心な地域社会づくりを推進することとあります。また、QアンドAを見ますと、ポイントの対象となる活動はとの質問の回答は、町内施設で行われるサロンでの活動や社協を通してのボランティア活動（介護保険施設は除く）とありました。この事業を実施している自治体を幾つも調べてみましたが、介護保険施設が対象とならないところは一つもありませんでした。以前からボランティア活動で介護保険施設に伺い、演芸の披露や喫茶の日のお手伝いなどを実施されている団体の方の登録が少ないのは、この部分に問題があると思います。例えば横浜市では、目的の欄に、元気な高齢者が特別養護老人ホームなどでボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進や介護予防、社会参加、地域貢献を通じた生きがいづくりを促進しますとありました。特養などの介護保険施設はどこでも当たり前のようにしております。御嵩町においても介護保険施設などでの活動に対し、ポイントがいただけるようにしていただけないでしょうか。これが2点目の質問でございます。

また、横浜市はこの通信のように受け入れボランティアの募集情報を発信し、ボランティアの参加を呼びかけています。その情報を見て、自分にできることがあれば登録をして活動するということです。この中には入所者への話し相手を募集している施設も多くありました。近隣では美濃加茂市が傾聴ボランティア講座を行い、人材の育成に努めてみえます。また、多治見市では私の友人も傾聴ボランティアとして定期的に老人施設に伺い、入所されている方との対話の時間を過ごしています。御嵩町でもぜひ傾聴ボランティア講座を実施し、人材を育成し、活動の一つとしていただけないでしょうか。これが3点目の質問です。

御嵩町の社会福祉協議会への業務委託契約では、ボランティアポイント事業の事務委託となっておりますが、事務处理的なことのみなのでしょうか。それとも支援を受けたい団体、支援をしたい登録者などのコーディネートなども行うことになっていきますでしょうか。ボランティアコーディネーターの役割はどのようなことですか。生活支援コーディネーターとの連携はどうでしょうか。この事業は3年目になり、そろそろ個人的に支援を受けたい方への活動にも広げていってはどうでしょうか。個人への支援となるとコーディネーターの役割が大変大きくなりますが、福祉の担い手である社会福祉協議会の活躍次第で地域福祉の充実が図られることとなります。4点目に、町としては社会福祉協議会への委託業務に対し、どのような見解を

お持ちでしょうか。お伺いをいたします。

最後に介護ボランティアポイント事業の拡充に対し、どのように進めていくお考えかをお伺いいたします。

5点にわたり質問させていただきました。御答弁よろしくお願ひいたします。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは、大沢議員の一般質問、高齢者ボランティア制度の事業のさらなる推進についてお答えさせていただきます。

御嵩町高齢者ボランティアポイント制度事業、いわゆるげんきボランティア 65 でございますけれども、こちらについては平成 29 年度から事業を開始しまして、今年度で3年目を迎えております。この制度につきまして5つの御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず1番目、2年間の成果を伺うについてでございます。

平成 29 年度の実績は年度末現在で、登録団体数が 21 団体、登録者数が 299 人、うち社協のみに登録している個人登録者数は 16 人、活動交付金対象者数が 270 人、活動交付金支給額が 51 万 4,900 円でした。平成 30 年度の実績は年度末現在で、登録団体数が 22 団体、登録者数が 306 人、うち社協のみに登録している個人登録者数は 16 人です。活動交付金対象者数が 286 人、活動交付金支給額が 67 万 3,000 円となっております。第7期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の中で、この登録団体数や登録者数に関する町としての見込み数値をあらわしております。平成 30 年度見込みで登録団体数が 21、実績は先ほど申しましたとおり 22 団体でございます。登録者見込み数が 310 人、実績は 306 人でございます。活動回数は見込みで 1,200 回、実績は 1,548 回、活動時間は見込みで 7,300 時間、実績は 7,667 時間となっており、見込み数値はクリアしている状況でございます。予算上でも当初期待していた数値であると思っております。引き続き、より多くの方の御参加があればありがたいと考えておるところでございます。

質問の2番目、ポイントの対象に介護保険施設での活動も認めていただけないかについてでございます。

大沢議員の御指摘のとおり、現在、御嵩町高齢者ボランティアポイント制度QアンドAの中で、ポイント対象活動で介護保険施設は除くとしております。現時点で介護保険施設での活動はポイント対象外となっておりますが、本事業が高齢者がボランティア活動を通じてみずからの介護予防及び健康増進に取り組むことを支援するとともに、社会参加活動及び地域貢献活動

への参加を促進し、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的としたものであることから、事業の内容については常に現状把握、問題の改善などを検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

質問の3番目、傾聴ボランティアを育成していただけないかについては、高齢者の孤独や不安を軽減させる手助けをしていただく傾聴ボランティアは、高齢化が進んでいく社会の中で御嵩町においても、また地域、それから施設の中でも今後非常に求められる活動であると認識しております。今後、社会福祉協議会と協議しながら、近隣で実施いたしました美濃加茂市の例も参考にしながら将来的に講習会の開催を検討してまいります。

質問の4番目でございます。社会福祉協議会への業務委託に関する見解はについてお答えをいたします。

高齢者ボランティアポイント制度は、ボランティアコーディネーターを配置しております御嵩町社会福祉協議会に委託しております。委託内容は、平成29年度、平成30年度につきましては事務処理を中心とした内容で行ってまいりました。事業も3年目を迎え、今年度は事務処理はもちろんですが、本事業に登録しているボランティア団体への活動の支援なども盛り込み、よりボランティアコーディネーターの役割を重視してまいります。ボランティアコーディネーターの役割としては、1番目、受けとめる、2番、求める、3番、集める、4番、つなぐ、5番、高める、6番、つくり出す、7番、まとめる、8番、発信するが上げられます。この8つの役割はお互いに関連し合っております。特につなぐは全ての中心に上げられるものでございます。

生活支援体制整備事業において、平成30年度より配置されました生活支援コーディネーターとの連携につきましては、両者の役割が非常に似通っていることもありますが、生活支援コーディネーターが発見した地域のお宝や課題をボランティアコーディネーターが共有し、必要なボランティア団体につなぐ、つくり出すことが求められています。幸い、ボランティアコーディネーターも生活支援コーディネーターもともに御嵩町社会福祉協議会の職員であることから日常的な連携も期待できることも御嵩町社会福祉協議会に事業を委託する大きなメリットであると考えております。

質問の5番目、高齢者ボランティアポイント制度のさらなる拡充策について何うでございます。

事業実施から2年間の評価をし、ポイント対象活動も含めた課題に対する改善策について、ボランティアコーディネーターを初めとする社会福祉協議会と協議してまいります。具体的には、先ほど議員から御提案をいただきました横浜市のボランティアポイント制度通信にあるようなボランティアの募集であったり、参加の呼びかけ、それから個人への支援の方法などの

協議をしていきたいと考えております。今後ますます少子・高齢化が進む中で、高齢者ボランティアポイント制度事業が御嵩町内の高齢者の方がいつまでも心身ともに健康で地域の中で担い手として活躍していただくためのきっかけとなるよう本事業を進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[10 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

御答弁ありがとうございます。

この2年間の数値的な目標に対してはかなりクリアができているという御答弁でございました。さらにまた今後より多くの方の参加があればというような御答弁もございました。この数値的なクリアの数字を見ましても、高齢者のボランティアの方が御嵩町内においてすごく頑張っているということがよくわかります。

さらにより多くの方が参加という点から申し上げまして、ポイントの付与の対象に介護保険施設を加えていただきたいと先ほど申し上げました。例えば演芸ボランティアの方たちは、日ごろの練習の成果を披露する場として、町内の各施設へ出向いてみえます。施設利用者の楽しみの時間、そして演芸ボランティアの方のやりがいの場でもあり、喜んでいただけることが元気のもとでもあるわけです。ボランティア活動を望まれる方が、げんきボランティア 65 に登録をしやすい体制を整えていただきたいということです。このような観点からの御検討をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

大沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、今御提案いただいたことも含めまして対象事業の内容につきましては、特に介護施設におけるボランティア活動の状況の把握であったりとか、あるいは課題の抽出、それから改善策の検討という流れになるかと思っておりますけれども、常に現状把握して問題点の改善となるように検討していくということでございますので、よろしくお願いたします。以上です。

[10 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

前向きに検討していただくことを御期待いたします。

今後ますます役割が重要になってまいります御嵩町社会福祉協議会に対しましては、町の担当課が連携を密にし、相互の力を合わせ、地域福祉の拠点として充実した施策が展開されますようお願いをいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

これで大沢まり子さんの一般質問を終わります。

続きまして、5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

改めまして、こんにちは。

私の一般質問、私も任期8年目で与えられた機会が32回あったと思います。2回ほどやらなかったもので、本日は30回目の一般質問ということになりますが、一番最初のころを思い出しても町長に多分答弁していただきましたので、本日8年間の最後ですが、本日も町長に登壇していただきます。

私も加藤委員長のもと基本条例をつくっておりましたが、一般質問でも議会活動でも議員活動でも最終的には町民福祉の向上ということが大きな目的でありますので、自分自身の一般質問が町民福祉の向上に寄与ができるようにしたいと思います。

それともう一点、みたけの森のササユリがちらほらと咲き始めて、皆さんもこれからぜひみたけの森のほうに足を運んでいただきたいと思いますし、きれいに咲くことを願っております。

それでは始めたいと思います。議長のお許しをいただきましたので、今任期最後となりますが、私の一般質問を始めます。

町長選挙と町議会選挙が同日となり、町長、議員ともにかわる可能性のある選挙前の定例会での一般質問のテーマは大変難しいところではありますが、顔ぶれが変わる可能性があれど、町政の継続性は当然としてありますので、今回は町長に1問だけではありますが、5点ほど今ある町長の考えをお伺いいたします。

今定例会初日に私のほうから、新庁舎整備特別委員会の最終報告を委員長報告として山田議長のほうへ提出いたしました。新庁舎の建設のための土地取得交渉が大詰めであり、最終段階にあるということで、今回はその新しい庁舎の件には触れず、継続的な調査・研究は最終報告にありますように改選後の議会に委ねたいと思っています。そして、町執行部にはスピード感を持って新庁舎建設に邁進していただきたいと思います。今回の私の質問は新庁舎建設供用後の現庁舎のことを少しお伺いしたいと思います。

私たち議会のほうでも当然であります、新庁舎建設に大部分のウエートをかけて議論しております。今までも議論してまいりました。いよいよ土地取得の問題がクリアできれば、本年度中には各種設計が急ピッチで進んでいく予定であります。いろいろなことが目まぐるしく進む中、現庁舎のことも考えなくてはなりません。

まず初めにお伺いしますが、新庁舎供用後の現庁舎、北庁舎や車庫、駐車場も含めてであります、町長の頭の中にこの跡地をどのようにしていくのか。構想などありましたら、まずお伺いします。大ざっぱで結構ですのでお答えください。

次に、北庁舎だけは今までのいろんなことで建物自体はまだ新しく問題はないということなので、これからも使っていくみたいですが、保健センター機能のみを残すのか、教育委員会はどうするのか。町長の頭の中に今後のことがありましたらお伺いします。

次、3点目に北庁舎を継続使用していく場合、今まで言われていた老朽化している商工会館が耐用年数が来ているということで、一部商工会が使うということも漏れ聞こえておりますが、そのような考えがあるのかお伺いします。

次の質問、4点目になりますが、私の今回の質問で一番重要なところではあります、新たなまちづくりの可能性が広がる場所に移転して新築すべきと結論づけた整備特別委員会の議員の一人としては希望を持って移転するわけですが、現庁舎付近の町民の方は当然 40 年間そこにあった御嵩町役場がなくなるわけですので、寂しさと、この場所が寂れてしまう不安が当然あると考えますが、町長の頭の中に現庁舎の近隣住民に対する庁舎移転後の活性化策と不安解消に少しでもつながるものがありますでしょうか。ありましたらお伺いします。

そして最後、5点目ですが、これは提案になりますが、4点目で町長のお考えをお伺いしましたが、新庁舎ができるところは新たなまちづくりが始まります。現庁舎の周りの人にしてみれば、先ほど申しましたが、現庁舎がない新たなまちづくりがこの場所で始まるわけですので、ぜひ近隣住民の人たちの意見と聞ける場を必ず設けていただいて、寂れてしまう不安解消につながる施策を考えていただきたいと考えますが、町長の御意見を伺います。

以上5点、簡潔にお答えしていただきますようお願いして私の今任期最後の質問にいたします。よろしくお願ひします。

議長（山田儀雄君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

やっと御指名をいただきましたので、出てまいりました。12 年間町長をやり、今、高山議員の前の質問でも本当ならここで手を挙げるなど、ちょっとしゃべらせろというような局面も多分 12 年前あったなと思いますけれど、随分丸くなってしまったなと反省しているところで

あります。

高山議員の質問にお答えをしますけれど、質問が相互関係の非常に深いものになってきますので、混同したような答弁になるかもしれません。その点についてはお許しをいただきたいと思えます。

高山議員のほうからは質問を5点いただきました。順次お答えをいたします。

先ほど冒頭でおっしゃったように、議会で取り組んでこられた特別委員会委員長として非常に粘り強くやっていたと。ここまでの部分というのは議会という機関決定ですので、これは受け継がれていくものと私は解釈しておりますので、余り心配はしておりません。こういう問題になると、すぐそもそも論に戻ってしまってなかなか物事が決まっていかなってしまふんですけど、それをしないという前提で議論をしていけば次々と問題が明らかになってきますし、その解決もできていくということで、高山議員には委員長として長期間にわたり慎重に審議をしていただいたこと、心からお礼を申し上げます。協議会を21回、委員会17回開かれたということで、その中で非常に密度の濃い議論をしていただいたと大変高く評価をさせていただいております。その協議会等々については、住民や町の執行部との、またプロジェクトチームとの意見交換会の場も設定していただきました。そういう意味では、聞く耳を持った議会であったなということを改めて感じているところであります。

特別委員会のほうで結論を出していただきましたのは、庁舎は移転すべきと、移転すべき先はバイパスエリアということを全会一致で決めていただきました。これで議論の一つの答えとして出てきたものですので、私自身としては大変重くこの結果を受けとめているところであります。議会冒頭で報告されました委員長報告について、スピード感を持ち推し進めることは当然のことです。議会とともにスピード感を持ち、また増させるように頑張っていきたいというふうに思います。この事業というのは議会と行政が英知を結集させ、反目し合うというよりはバイパスエリアのまちづくりをともに実現させていく、そういう立場であると考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、1点目からお答えをさせていただきます。

現庁舎の移転後、この地域をどうするのかという御質問でありました。残念ながら、現段階では具体的な案を持っているわけではございません。耐震性が低いので、新庁舎を建設するに至ったわけですので、基本的には通常の使用には耐えられないと判断した施設でありますので、使用することについては現実的ではないと考えております。移転後のしばらくの間は、使用頻度の非常に低い倉庫などの形で使うのが望ましいのかなと現段階では思っております。その間に現実を見据えつつ、東の駐車場も含めて答えを見つけていくべきと考えております。高山議員の質問の中で指摘をされまして改めて気づいたわけでありまして、車庫や東の倉

庫など必ずしもこれは撤去すべきものとは考えてはおりません。利用できるものは利用していくべきであろうと考えております。これまで進めています計画について、進んではいるんですけど並行して協議をしてきたという経緯はございませんので、今回の御提案を受けて答弁をさせていただきつつ考えているところであります。

2点目、現庁舎を解体撤去したとしても北舎は保健センターとしてということではありますが、仰せのとおりであります。保健センターのほうには保健師がいますので、行政側との連絡がどのようになるかということは基本的にやってみなければわからないという部分があるんですけど、基本的には保健センターとして1階部分は完全に機能する状態で建設されておりますので、保健の拠点、健康の拠点と考えれば、これは単独の施設であっても支障はないであろうと。行政側との連携についてはソフトのほうでうまくしていく、そういうアイデアを考え出せば何とかなっていくのかなということは思っておりますので、まずは試験的でありますけれど、保健センターについてはこのまま使用していくということであります。

教育委員会については、かつては教育委員会は行政の建物等々とは違うところにあったと、この庁舎に来る前もそういう状況でしたので、教育長に確認をしたところ、移転先に一緒に行きたいという返事でしたので、その方針で今進めているところであります。教育の世界というのはなぜかしらどこかに壁があるようなところがありますので、行政と距離感を物理的に縮めることで精神的にも近づいてくるのかなということを今考えているところであります。

その結果、3点目の答弁に入りますが、2階と3階は空きの状態になります。商工会については一つの案であります。新庁舎を建設するという議論が始まった際、平成27年10月7日付で当時の故寺尾光彦会長名で新庁舎への商工会館移転等の要望書が提出されております。内容については、新庁舎に併設、または庁舎内に商工会のスペースを、事務所をつくってくれということでありましたので、当時の会長にお伺いしました。私もそれとなくは知っておりましたけれど、商工会には商工会館建設や整備のための積み立てがあったはずでしょう、一体幾ら出すんですかというようなことをお伺いしましたら、少なくともその話の時点では何もないという返事でしたので、ちょっとおかしな話だなとは思いましたし、商工会としては本来会館の建て直しも視野に入れていかなければいけない時期ですので、自己負担というのは必ず出てくるというふうに思っておりますので、全額町の補助金ということは考えられない。また、もし移転するのであれば現商工会館も解体撤去して、あの土地は町の土地であったわけですので町に返していただくということまでしていただかなければならないと考えております。それを自費でどれだけできるかということが商工会の大きなテーマになってくると思っております。その中で、簡単には新庁舎に組み込んでいとか併設するということはできないという返事はしました。

その議論の中で、北舎の2階を使うという提案もさせていただきました。一つの案として、2階は空きの状態になりますので、商工会館をそこで今のものを全部移してやったらどうでしょうねということも考えられますよねということは申し上げた。ただ、ただではいけませんよということはしっかりと申し上げておりますので、これは実現するか否かについてはまだまだ商工会側の考え方をしっかりとお聞きした上で、維持費であるとか管理費であるとか電灯光熱費など必要経費は当然商工会が本来持たなければいけない財源になってきますので、その資金をどう調達していくのかということも非常に大きな問題であると。ただ、これは決定事項ではありませんので、今後商工会としっかりと協議をしていくつもりであります。

4点目の質問にお答えをいたします。移転後の活性化についてということでありました。

人によっては寂れとを感じる方もあるかもしれませんが、閑静とを感じる方も中にはあると思いますので、住環境としていい環境だと逆に思われる方も中にはお見えになる。その比率というのは実はわからないというふうに思います。保健センターとして使うわけですので、基本的には人の出入りはあるという状態になるかと思えます。また、子供を対象にしたようなときにはかなりの車も集まってくると思いますので、まるで何もなくなってしまうような状態ではないというふうに思われます。そう考えてみますと、地域の方々がどのように考えておられるのか、そうした意見交換の場は設けなきゃいけないというのは当然のことだと思っております。そうした場を設けるための近隣住民に対する説明は必要だと考えております。

時期としては、造成もでき、新庁舎の基礎工事を現実着工するような時期が一番妥当かなというふうに思っております。といいますのは、建設だけでもおおむね1年半はかかると思えますので、1年半議論する時間をつくれるということでもありますので、今後の経緯、経過について自分自身でも考えていきつつ、住民の方々と意見の交換の場を持ちたいというふうに思っております。4年後に近いような話ですので、私自身が責任を持って約束していける立場にあるのかどうかということも非常に微妙なところでもありますけれど、議論する場は十分必要だと考えております。理想としては、5点目にもありましたが、人の姿のある場所にこの地域もしていきたいというふうに考えております。現庁舎のこの建物を解体したなら、ここを公園にするとか、今フットサルのようなグラウンドなら十分この広さでできますので、若い人たちが集まれるような環境にしていくのか、いろんな案がこれから出てくると思いますので、それらを皆さんと協議をしつつ知恵を絞っていきたい、このように考えております。

最後になりますけれど、委員長の報告の中にもありましたけれど、審議会にも特別委員会の設置を私としても望みたいと思っております。ここまで決定にかかわっていただいた議員の皆さんには少なくとも11人の議員プラスもう1人新人が入ってこられるということになりますので、結果はどうなるかわかりませんが、少なくとも新人議員に対して説明責任は議会の

側にも十分あると思いますので、そうした経緯、経過というものを伝えていただけたらありがたいなというふうに思います。

私が1年生議員のときに先輩議員がおられたんですけど、なかなか紛糾した状態の議会でありましたけれど、常に私自身が先輩議員に求めたのは先輩議員たちも議論したんでしょうと。なぜそういう結論を導き出したのか、それを教えてほしい。要はまちづくりをどう考えるか、手段を何を選ぶのかの違いだけじゃないんですかということをお聞きしたんですけど、なかなか先輩議員からはそれを聞かせていただけなかったという苦い思い出がありますので、ぜひ議会には審議会としての対応、この庁舎の移転問題についても新人議員にもお伝えいただきたい、このように思いますので、その点お願いをいたしまして私の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

[5番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

町長さんには前向きな御答弁ということでありがとうございます。

私、質問はございませんが、まず1点、商工会のほうの話も当然決定事項ではないのであれですが、私も商工会の一員としてこれを商工会に持ち帰りまして、今言われたことをぜひ検討して、また商工会として何らかのアクションを起こしていくという方向性にしたいと思っています。

ここの跡地の話です。町長は最後にちらちらとはフットサルの話も出ましたが、そういう活性化策を考えていくよという姿勢が近隣住民の安心感を与え、今後の一緒にやっっていこうという跡地利用にもつながっていくと思いますので、ぜひそういう機会を近隣住民の方と話し合える場を持っていていただきたいと思います。これは私も町長も今度選挙の洗礼を受けるわけですが、執行部の方はまず変わらないということで、多くの方が残って今話を聞いておりますので、このことは忘れずに、新庁舎のこともスピード感を持って邁進して行ってほしいですけれど、ここの場所のことも考えながら、一緒に並行して新しい議会のほうともまた一緒にやっていていただきたいと思っています。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

高山由行君の一般質問を終わります。

続きまして、12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

通告をしておきました中保育所、中児童館の移転等についてお聞きをしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

また、一部高山議員の質問の4番目以降等について、若干先ほど町長の答弁がございましたが、その辺のところも現況の状況の中で若干触れる部分があるかと思いますが、よろしく願いしたいと思います。

まず質問に入る前に御嵩町の現状について少し述べてみたいと思いますが、今日未曾有の人口減少社会、超少子・高齢社会の到来の中で、2015年の国勢調査、若干資料が古いですが、日本の人口が初めて減少に転じ、岐阜県では2.35%、御嵩町では3.79%の減少と、高齢化率が28.5%という統計が出ております。また、御嵩町の世帯状況の推移を見ますと、1985年以降の30年間で単独世帯は3.1倍、高齢夫婦世帯は5倍、高齢者単身世帯が4.3倍で、2015年時点で全体の13.8%を占めるまでに至っております。

一方、御嵩町の人口推移を見ると、ゼロ歳から14歳までの子供が減る一方で、65歳以上の高齢者の割合が増加傾向となっております。2020年には人口1万7,449人、高齢化率32.6%、2030年には人口1万5,620人、高齢化率36.2%と推計されています。この推計統計は岐阜県統計課の資料に基づいて抽出した数字であります。今後の出生率も減少傾向にあり、就園・就学人口も減少傾向にあります。

このような時代が背景にありながら、御嵩町では平成24年に新庁舎の耐震診断の結果を受け、庁舎移転による新庁舎整備の建設基本構想を策定し、新開地に公共施設を集約する方向で動きを進めています。そして、平成30年度から新庁舎の基本設計、実施設計に着手し、平成32年に工事着工し、事業の完了を平成34年度に予定していましたが、予定地の用地交渉等がおくれており、新庁舎等基本計画及び基盤設計、道路設計を平成31年度に繰り越し、平成30年度発注予定の建築基本設計発注予算も平成31年度に再計上という中で、平成31年度新庁舎関連として約1億7,000万円を計上するなど、当初計画におくれが生じております。現在、庁舎、消防、警察、教育機関など国道21号線沿いの既成市街地に集中しておりますが、これらの多くの公共施設が移転することによる空洞化によって将来的に市街地としての存在が失われる危険性があるのではないのか。既成市街地の集落における既存の都市基盤の計画的な整備や維持管理等を見るに、都市計画道路では予定の半数、下水道は4割が未整備となっており、市街地内では幅員の狭い道路が多く、高齢者や障害者の通行や子供の通学の面で安全が確保されていない場所が多く見られます。決して快適な居住環境が形成されているわけではありません。また、市街地において人口の減少傾向や高齢化が進んでおり、空き家なども多く見られるようになっている現状の中で、日常生活に欠かすことができない医療、福祉、商業、公共交通などの生活サービスの確保などがますます困難となることが今後予想されます。町は既存市街地の

空洞化現象を食いとめ、住民が身近な生活圏で日常的な買い物や通院、行政、福祉などの公共サービスを享受することができるよう必要な施策を見きわめつつ、人口動向、市街化動向に応じた都市機能の維持、集積を検討し、安定的なサービスの提供を図っていく、その必要があるのではないかと考えております。さらに既成市街地では古い建物の集中や狭隘な道路により、災害に弱い構造になっている地域が多く見られます。これらに対する新たな道路、公共施設、例えば避難所であるとかコミュニティ施設などの整備が既存施設の改修に当たっては防災上の観点から機能の向上を図る必要があるのではないかとこのようなことも考えられております。これは今日の現状であるかと思いますが、今後を含めての若干の見通しであります。

そこで本日の質問に入っておりますが、先般、5月18日に行われた行政懇談会の新庁舎整備事業関係について、場所の選定の問題とか、中保育所や中児童館移転についての質問が住民の皆さんから寄せられておりました。そこで、今回、保育所及び児童館に特化して、昨年5月14日の全員協議会に提出された報告書並びに同年9月に提出された運営事業者選定にかかわる審査結果報告書及び選定委員会における意見の抜粋等に基づいて質問をしたいと思っております。

まず第1点でございますが、なぜこの問題を取り上げたかといいますと、議会としても実は余りしっかりした議論が現在できておりません。その中で情報の収集と執行部の考え方を確認したいという視点からの質問でございます。

まず第1点、平成28年3月、御嵩町立保育園等老朽化対策検討委員会最終報告書が出されておりますが、その概要はどんな内容であったのか。特に地域住民に対して十分な情報開示がなされてきたのかどうか、また債権者を含めて住民の理解が十分得られているのか、その辺も含めての御回答がいただければありがたいと思っております。

それから第2点、平成29年5月の行政懇談会及び平成29年12月定例会における議会の特別委員会の中間答申報告に基づいて移転先が決定された、この移転先が決定されたのかというのは児童館及び中保育所の視点であります。

3番目、中保育園は民設民営化が決定されておりますが、その一番の要因はどのようなものであったのか。

4番目、今後町の保育行政の中で中保育所の位置づけは従来型の、いわゆる従来やってきた保育所なのか、認定こども園的な色彩に移行するのか、それとも幼稚園化を図っていくのか、いずれの方向であるのか。これは御嵩町の保育行政の指針にかかわる問題でございますので、その点をお聞きしたい。

5番目に児童館整備は公設民営化方式になっておりますけれども、保育所を複合的、一体的な施設として整備されるかどうか。児童館の場合はいわゆる公設民営化という形をとり、保育所は民設民営化という、若干資金等の関係も出てまいりますし、建設形態が若干異なってくる

んじゃないかなと、そんな思いを持っておりますので、その辺のところをお聞きしたい。

最後に、これは移転先の問題もまだ残っておりますけれども、仮に新しい場所に移転したとすると、既存施設及びその土地についての利用計画等についてはどういう対応をされるのか。

以上6点について質問をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは、谷口議員の一般質問、中保育所、中児童館の移転等についてお答えをさせていただきます。

まず、中保育園につきまして現状の御報告をさせていただきます。令和2年度から杉山第三学園によります指定管理の運営が予定されており、この4月から杉山第三学園から園長候補、それから主任候補、それからクラス担任候補の3名の方の派遣を受けており、引き継ぎ保育を実施しておるところでございます。また、中保育園の保護者の方と杉山第三学園の方、それから我々行政の三者で懇談会も行いまして、園児の状況や引き継ぎ保育の状況を説明、意見交換なども行っております。今後も懇談会を行い、進捗状況などの情報発信や意見交換を行い、保護者の方の御理解にも努め、スムーズな運営移行を図っていこうと考えております。

それでは、中保育所、中児童館の移転について6つの質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

1番目、御嵩町立保育園等老朽化対策検討委員会の最終報告の概要でございます。

この委員会の設置目的は、御嵩町立保育園、保育所等の老朽化に伴う施設の整備について、効率的で効果的な保育所運営が実施できるよう調査を行い、計画的な施設整備の方針について検討することを目的としております。委員会の設置は平成27年8月29日で、平成28年3月22日まで4回の協議が行われ、同日、町長に対して最終報告が出されました。中保育園の老朽化に対する調査・検討として、報告文書では、1. 新庁舎の建設、施設整備の方法はリフォームではなく新しい園舎を建設することが望ましく、早期の建設を実現すべきである。2. 耐震化工事の実施、まずは子供たちの安全を最優先に考え、現庁舎の耐震化工事等を早期に実現すべきである。3. 運営形態、公立もしくは私立にはこだわらない。いずれの場合においても安定的な保育運営が提供されること。4. 施設の複合化、児童館に加え、子供の発達に関する総合的な支援ができる療育センターや幼児教育センターなどの施設の複合化を検討すべきであるといった内容が示されました。

2番目、平成29年5月の行政懇談会及び平成29年12月定例会における議会の特別委員会の中間答申報告に基づいて移転先が決定されたのかについてです。

平成 28 年 2 月 2 日に御嵩町庁舎整備検討委員会から御嵩町役場本庁舎の整備方針についての答申が出されています。その中に他の公共施設との複合化や多機能化など、移転によって期待される効果を十分に検討することとあります。平成 28 年 9 月に設置された御嵩町議会新庁舎特別委員会の平成 28 年 11 月 14 日の中間まとめにあります求められる庁舎について、他の公共施設の集約、複合化も見据えた庁舎であることとあり、議論のキーワードにも複合施設として耐震性が低く、老朽化対策が必要な中保育園と中児童館も新庁舎整備移転と同時に移転建設について議論され、平成 29 年 12 月 6 日に当該特別委員会第 2 次中間報告書を出されました。平成 29 年 5 月の行政懇談会におきまして、中保育園、中児童館整備について町民の方に説明をしております。その中で、今後の整備方針として庁舎と保育園等との一体整備について説明をさせていただいておるところでございます。

質問の 3 番目、中保育園は民設民営化が決定されたが、その要因は何であったかであります。

平成 20 年、御嵩保育園を民営化しましたが、その後のアンケートや懇談会での検証結果において一時保育や休日保育など新しい保育サービスに柔軟な対応などもあり、総合的に満足となるレベルと評価されるなど成功実績があることや、町の財政的な視点などから民営化したということについても御承知のとおりかと思えます。

質問の 4 番目、今後町の保育行政の中で、中保育所の位置づけは従来型の保育所なのか認定こども園なのか幼稚園化を図るのか、いずれの方向であるのか、運営事業者との協議はできているのかについてお答えをいたします。

御嵩町保育所等老朽化対策検討委員会の最終報告の中で、町の責任で安定的な保育運営が提供されることを求めており、御嵩町保育運営方針、公立保育園の保育理念を初め中保育園の運営、保育の質の確保、運営内容を継承することは前提であり、保護者にもきっちりと説明をしているところでございます。その状況で保育所を幼稚園化するという選択はありません。保育園の民営化にかじを切ったのは当然財政の問題もあったからでありまして、公設公営でやろうとすると、結果的にほとんど町の持ち出しになってしまうということがありました。建物の整備からいくと非常に苦しい状況になってしまっておりました。ですので、民営化していくことになったということでございます。先ほども申しましたけれども、最初に民営化したのは御嵩保育園でしたが、成功事例として捉えております。その成功事例を受けて、今回も民営化でいくということになっております。民営化に反対という人も今ではほとんどいなくなっていると思います。従来型の保育所にするのか、認定こども園にするのかについては、保育所運営事業者とよく検討をしていきたいと思っております。

質問の 5 番目、児童館整備は公設民営になっているが、保育所との複合的、一体的な施設となるのかについてであります。

中保育園については園舎が未耐震であり、保護者からも安全性への懸念が持たれていることを踏まえ、早急な建てかえを進めていく必要があります、新庁舎整備より1年早い開園を目指しております。まずは中保育園建設を優先させることから、児童館の建設については少なくとも中保育園との一体的施設とはならないと考えております。中児童館については、今後新庁舎整備全体の計画の中で利便性や効率性、利用者の動線なども踏まえて検討をまいります。

6番目、中保育所等、移転後の跡地利用はどう考えているかでございます。私のほうからは、現施設の概要についてのみ説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

まず、現中保育園ですが、延べ床面積796平方メートル、1階建て、建築年が昭和46年、48年が経過しており、耐震化未実施でありまして、敷地面積が2,944平方メートル、用途は第1種中高層住居専用地域であります。中児童館は、延べ床面積277平方メートル、1階建て、建築年昭和44年、50年が経過しており、耐震化が未実施であります。敷地面積871平方メートル、用途は準工業地域であります。

以上で私からの答弁は終わります。

議長（山田儀雄君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

久々の谷口議員の一般質問にお答えをいたします。

しかし、議会基本条例を設置された議会ですので問題提起をしておきますけれど、平成27年、平成28年にこうした移転等々が決まっていた経緯がある、議会でも十分議論をしていた。それに対してどういう話だったんだという質問が出てくること自体、今回私は答えるべきなのかどうなのか迷いました。一応お答えをさせていただきますけれど、そうした効率の悪い議会であってはいけないと思っておりますので、この点ぜひ議長を先頭に議会運営委員長、そして今回報告された特別委員会委員長にも協議をした上でしっかりと議会の運営を図っていただきたいというふうに思います。

それでは、答弁に入ります。

いろいろ谷口議員、質問をされました。要旨に対しての感想を少し申し上げてから、具体的な答弁に入らせていただきます。今後の方針等々についてであります。何をもってしてその基準とするのかということであろうかと思えます。高齢化等々の話を聞きますと、本当に私自身も身につまされる思いでお聞きしておりました。マクロ的に我々が国を語り、町を語るわけでありまして、ミクロ的に言えば我が身を振り返って生きるということになります。谷口議員たちも私の家庭も高齢夫婦世帯、5倍になっている。その5倍にした張本人です。ということを考えていくと、私はこの件を考えるときにいつも議員の皆さん11人の顔を思い浮かべ

ます。奥村議員のお宅はどうなるんだろうとか、安藤議員のお宅はどうなるんだろうとか、加藤議員は上手にやられたなとか、そういうことを必ず顔を思い浮かべながら考えるところがあります。自分たちの我が身のテーマだということを考えていかないと、この問題というのは解決していかない。そのまま悪化する一方になるかと思います。私個人としては、自分が形成した家族の数よりも多い状態がここ数年のうちに訪れると期待をしているところでもありますけれど、私は蚊帳の外でありますので、子供たちの会話の中でそういうことが上がってきているということを家内から聞きましたので、ああそうかというだけのことであります。

谷口議員と私は根本的に考え方が違う部分があります。私は都市計画というのは法的根拠を失っていますので、御嵩町がどれだけ大上段に振りかざしても実現できることとできないことがあります。今、何軒もの家を動かして道路を広げる、これは確かに防災面ではいいんでしょうけれど、費用対効果としては本当にそれは正解なのかと考えたときに、私は必ずしもそれは正解であるとは思わない立場で仕事をさせていただいております。今言いましたように、防災という観点からいけばやりやすいというのはあるんでしょうけれど、少なくとも小さな狭い道路もたくさんあります。赤道のようなところもありますけれど、少なくとも今後はソフト面、いわゆる避難の経路であるとか、どういう時点で避難をしていただくのかとか、班や自治会ごとにこういうことを深く議論をしていただいて、いわゆる自助から共助に移行していけるような、そのような防災対策が一番有効であるということを考えております。絵そらごとで考えることもありますが、道路については現段階で具体的なお話をする立場にはない。そこまでの頭の中で絵が描けてはおりませんし、なかなか描く気にもならないという現状であります。

中保育園の移転等々については、まず最初に考えたのは現状現地で行うのは無理ということでもあります。プレハブでもつくり云々ということになったとしても、現在の中保育所の地域では無理と。地域といいますか、あの土地そのものを使うことはできないと考えました。新築を基本としておりますので、一番クリアできない問題がそこにはあったということでもあります。移転を当然しなきゃいけない、結論はそういうことになるわけですが、これはテレビ報道なんかで私はそういう時代かということをも改めて知らされたんですが、子供の声や保育時のいろいろな音がするわけでありまして、それを騒音、保護者の送迎に関しても交通渋滞をするということで、保育園そのものをつくろうとすると地域の中で反対運動が起きるといような現象が最近では珍しくない。しかし、ショックであったんですけど、考えてみれば今の中保育園については既にあったところへ引っ越してきた方がほとんどでありますので、そういうことも言えるのかなど。今度新しくどこかにつくろうとすると、絶えずそのあたりを気遣いしなければいけないなど。そして、スピード感を持つとしたら、顔戸グランドならすぐ着工できるなど考えたということで、顔戸グランドあたりがいいんじゃないかという提案をさせていただいたとい

う経緯がございます。議会が十分議論をされて今のバイパスエリアにどうだということを決めていただきましたので、それはそれである種第1候補みたいなどころがありましたので、私もそれについては何ら申し上げるつもりはありませんけれど、中保育園についてはそのような感覚で決めさせていただいたということでもあります。

児童館は物が違いますので、いわゆる今回の保育園の建て直し、新築については財源の問題のみです。小泉政権の時代から民営化が図られまして、公設民営という形では施設整備や補助金等が一切ないということになっていきますので、どうしても建て直し、新築を考えたときには財源を考えますと民設民営以外選択肢はないということから、そのような決定をさせていただいたところでもあります。

中保育園、この児童館2つについては物が違いますので、ただ私が併設したいと思ったのは、今、保育園などでもお遊戯室をつくらないというような、教室を2つ空にして、そこをお遊戯室に使うというようなところも都会のほうではありますが、御嵩はどうなるかわかりませんが、児童館と併設させれば遊戯室も共用できるのではないかと。あくまでも経費の削減を考えた上での提案をさせていただいたということでもあります。

まず、耐震化未実施ということで、そのまま施設を使うわけにはいきませんので、少なくとも中保育園にしても児童館にしても撤去して土地は空くという状況になります。何かに利用するために再生利用するかどうかということではありますが、これについては中保育所は、これは私自身がほぼそれが一番現実的だと考えておりますのは建物を解体撤去した上でミニ開発、住宅分譲地にしてはどうかと考えております。今回、庁舎移転で土地を買うわけですので、その分資産は行ってこいとの関係になるかと思いますが、むしろそういう意味ではなくて土地面積を部長の答弁した面積で考えますと、大体10戸前後は可能だろうと考えます。それを子育て世代であるとか、これから子供を持つとする方に優先的に安価で提供したらどうか。これは人口政策であるとか、少子・高齢化対策にも私は寄与できるものだと思っておりますので、抽せんになるぐらい話題になればありがたいと思うんですけど、とにかく今土地は安くなっておりますけれど、普通では買えない、不動産屋の業者の方には迷惑をかけるかもしれないけれど、抽せんでき安くお分けできるような、そんなミニ開発の分譲地をつくったらどうかと考えております。最近御嵩町でも、改めて見てみますと、住宅の着工件数というのは非常に多くなっています。これが人口増につながればいいんですけど、世帯数の増につながっているだけで人口増につながっていないという、一番の問題はそこかなと思っておりますけれど、新たな試みとしてそのようなことをしてみるのも一つの手であるというふうに考えております。

児童館の土地につきましては、立地、形状からいっても隣接する企業に打診するのが最も

常識的と、普通の行為であると私は考えております。今回、新庁舎移転の対象となっている土地、この中にその企業の持つ土地もありますので、土地の交渉に行った際にこうした可能性について手に入れられる都合はあるのかということもお伺いして、前向きな返事もいただいておりますので、落ちつきどころとしてはそうなるのではないのかなと考えております。

建物については行政が公共事業でやりますと非常に高い金額になってしまいますので、それは相手方との相談になりますけれど、解体撤去については向こうの企業でやっていただいたほうが安ければそうしたいと思いますし、いやきれいにして渡せという話であれば壊した上で少なくともお渡ししたいと。ただ、どこかであったような建物を解体すると、そのほうが土地代より高くなるというレベルではないなということを、この質問をお受けしてから計算をしてみましたので、多少は町のほうにお金も残るんだろうなということは計算上成り立っておりますけれど、よりよい方法を考えていきたいと思っておりますし、選択肢として谷口議員のお考えがおりのようなのであればいろいろ聞かせていただければ幸いに思います。よろしく願いいたします。私の答弁といたします。

[12 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

御答弁ありがとうございます。

まず、再質問第1点でございますが、御嵩町立保育所と老朽化に伴う施設整備最終報告書の根拠になっておりますいろんなアンケート調査がございます。このアンケート調査の中で、なるたけなら現在地、ないしは近いところにつくってほしいという希望者が約7割以上に上がっておると。その辺の、特にどういう方を対象としてアンケートをとったかといいますと、入園説明会に参加した未就園児の保護者であるとか、ぽっぽかんの児童館、一時保育を利用した未就園児の保護者、そして実際に保育所に通わせている保護者、こういう方を対象にアンケートが実はとられております。総計で540人近い対象の中で、約400人近い回答を得られている。その回答の中で、でき得れば近いところにつくっていただきたい、こういう意向がアンケートとして出ておりますけれども、子供を通わせる親の思い、それからその周辺地域の皆さん方の思いというものに対して、これはどのように考えられるかと。これがまず第1点であります。

それから第2点であります。児童館と保育所を併設して整備する、この考え方は非常に私はいいと思っております。できれば複合化ということも考えられるんですけども、なぜかといいますと、施設の運営管理が同一業者、いわゆる運営事業者指定管理で児童館を委託するということでもありますので、今後の管理形態、それから監視形態等を含めると、やはり複合化、ない

しは併設と。先ほど町長言われたように、そうしますと遊戯室等については共用できる。費用が非常に安く済むというようなメリットがございますので、ただその辺が運営事業者と行政側とでしっかりとした協議ができておるかどうかという問題ですね。これがその施設のあり方の問題と、もう一点は町の保育行政の中でどのような形態の保育所にしていくのかと。これについて、実はちらっと事業者のほうに会う機会がございましたので、先生、どんな保育園の形態になりますかねと言ったら、実は十分な協議がまだ煮詰まってないと。それを早く煮詰めることによって、建設の形態も多少変わってくるということで心配をしておるというようなお話をちらっと聞いたもんですから、これについてはできれば担当者、職員の場合は人事異動であるとか何かあって長期的にその職務に構えることはできませんので、町のほうとしてプロジェクトチームをつくって対応するとかいう形で、しっかりとした協議ができるような体制というものをつくって、よりいいものを出していただければありがたいなと思いますが、これについてどう思うか。

以上2点、説明をお願いしたいと思います。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

谷口議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、アンケートについての見解でございます。谷口議員がおっしゃっているアンケートが、多分平成27年10月から11月に行われました御嵩町立保育所等の老朽化検討委員会が行ったアンケートのことかと思えます。その中の在園児の親さんのことではなくて、未就園児の親さんに対してのアンケート結果が、多分このときの結果が同じ場所での新築建てかえが53%、それからリフォーム、耐震補強ですね、が19%ということで、72%の方がその場所でいいよというような御回答のアンケートの結果についてのことかと思えます。

まず、こちらのアンケートの数値については、当時のアンケート結果としてはこういう結果が出たんだろうなということは承知しておりますが、あくまでこのアンケートを行った時期が平成27年10月から11月に行われたアンケートであります。いろいろな話の中で、当時は移転する場所とか何も示されない状況下の中でのアンケートでございますので、このときの結果としては72%の方がこの場所でいいよという返事だったと思えますけど、その後にバイパス側で役場の庁舎と一緒に建てましょうよというようなお話をさせていただいた上で皆さんに説明とかをさせていただいています。先ほども申しましたけれども、平成29年5月のときの行政懇談会のときにも説明させていただいて、建物の老朽化とか未耐震化を考慮して、新園舎への早期建設であるとか、あるいは園児、保護者への負担とか利便性を考慮して保育園と

児童館をあわせて新たな場所に移転するというとか、あるいは民営化の意向とか、それから庁舎と保育園との一体整備というようなことも含めて行政懇談会で一般の方には説明させていただきました。その後、今度、保護者の方への説明というのをやっております。行政懇談会が行われた後に、平成 29 年 6 月 6 日のときが保護者の方への説明の 1 回目でしたが、このときには行政懇談会の資料をそのまま使いまして、園舎の移転であるとか民営化のこととか、そういったような話もさせていただきました。その中で、園舎の建てかえ時期についてはいつですかとか、あるいは現庁舎の耐震化についての質問はございましたけれども、移転そのものについての反対の意見は特にありませんでした。それから、その後、1 年後になるんですけど、平成 30 年 6 月 25 日、28 日、29 日、3 日間、これも保護者に対して説明会を行っております。このときは候補地たるものが決まっておりますので、バイパスのあのエリアをお示しした中で説明をさせていただきました。このときも保護者の方からは民営化に対する心配の御質問はあったんですけど、移転先に対する心配の声とか反対意見とか、そういったものは特にありませんでした。さらに平成 30 年 10 月 5 日、6 日にも説明会を開催しておりますし、平成 31 年 1 月 10 日、12 日、それから平成 31 年 4 月 12 日、13 日、このときは三者懇談会も行わせていただいた中で、保護者の方と接触する機会はかなりあるわけがございますけど、その中でも特に移転先に対する反対の意見はなかったということでございまして、当時のアンケートは当時のアンケートとして、現状保護者の方からは特に反対の意見はないというのが現状でございますのでよろしくお願いをしたいと。我々はそのように今思っておるところでございます。

それから、町の保育行政についてどのような形態にしていくのかということで、先ほど運営事業者さんとお話しした中でちょっと心配されているというような御発言がございました。こちらについては、先ほども私の答弁で言ったとおり、まさにこれからどのような形態にしていくのかというのはこれから詰めていくというところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

[12 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

ありがとうございました。

いずれにしても幼児教育は非常に大切でありますし、まして新たにつくり直した園舎に対して安全に通える、そして安全に生活できる、この体制を万全を期して保全していく必要があるということでもありますので、その点は慎重に協議をしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、今回の児童館の整備、中保育所の整備を含めて人口減少で、特に就学園児が減ってくる。それで定員数等も執行部のほうも考えられて、その園児の規模も考えられておりますので、その辺についてはとやかく言う筋合いはございませんけれども、ただやはり移転先が川南になるということで、それに対する不安というのは実はまだ数多くあります。その辺のところの住民に対する啓蒙策をしっかりとやっていただいて、そして安全にみんなが納得した状況の中で建設をしていただければと、そういうふうに思います。以上です。終わります。

議長（山田儀雄君）

これで谷口鈴男君の一般質問を終わります。

以上で通告のありました町政一般に対する質問は終了しました。

散会の宣告

議長（山田儀雄君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は6月11日の午前9時より開会しますので、よろしくお願いをいたします。

これにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午後0時01分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 山 田 儀 雄

署 名 議 員 安 藤 信 治

署 名 議 員 伏 屋 光 幸